沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付要綱

(令和4年6月30日決裁)

改正 一年一月一日要綱(内規)第一号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護サービス提供事業所における新たな介護人材の確保及び 介護職員の資質の向上を図るため、同事業所の従業者に係る介護職員初任者研修又は 介護福祉士実務者研修を修了した者に、その受講費用の一部を予算の範囲内で助成す るにあたり、必要な事項を定めるものとする。その交付については、沖縄市補助金等 交付規則に準ずるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(助成金の対象となる研修)

- 第2条 助成金の対象となる研修(以下「研修」という。)は、次の各号に掲げるものと する。
 - (1) 介護職員初任者研修(「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22 条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程」をいう。)
 - (2) 介護福祉士実務者研修(「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に規定する介護等の実務経験を3年以上有する者が介護福祉士の受験資格を取得するための研修課程」をいう。)

(助成金の交付対象者)

- 第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、交付申請日時点において次の各号に掲げるの要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 沖縄市内で介護保険サービス事業所(別表のとおり)を運営している法人であること
 - (2) 前号に定める事業所に勤務中又は勤務予定である者に対し、研修の受講費用等を 3/4 以上負担していること
 - (3) 前号に定める者が対象となる研修を修了した日の翌日から起算して1年以内であること
 - (4) 前号に定める者が研修を終了した日以降の対象事業所1箇所における勤務期間 (休職期間は除く)が介護職として3箇月を経過し、かつ引き続き勤務していること
 - (5) 助成を受ける経費について他からの助成を受けていないこと (助成金の対象経費)
- 第4条 助成金の対象となる経費は、研修に係る講座の受講費及び教材費(消費税等相当額を除く。)(以下「受講費用」という。)とする。なお、交通費、分割払いに伴う手数料及び修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は含まない。(助成金の交付基準額等)

- 第5条 助成対象者に助成金を交付する場合の上限額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。以下「助成額」という。)は、研修を受講した従業者(勤務予定である者も含む。)1人あたりに対して負担した受講費用の2/3(上限5万円)とする。
- 2 助成金の交付は、研修1種類につき、当該研修を修了した者ごとに1回限りとする。 (助成金の交付申請)
- 第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲 げる書類を市長に提出するものとする。
 - (1) 受講費用助成金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 研修を修了したことを証する書類の写し(交付申請日より過去1年以内の日付のもの)
 - (3) 指定研修機関の受講費用領収書の原本(宛名が受講者本人又は法人のものに限る)
 - (4) 研修の受講費用及び受講内容がわかるもの(研修パンフレット等)
 - (5) 在職証明書(様式第2号)
 - (6) 申請者が法人の場合は、研修を受講した従業者(勤務予定である者も含む。)に対して、研修の受講費用を3/4以上負担したことが確認できる書類(従業者に研修の受講費用を支給した場合は、給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したことが確認できる書類に限る。)
 - (7) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

- 第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上で交付の可否 を決定し、受講費用助成金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する ものとする。
- 2 助成金の交付が不適当と認めたときは、受講費用助成金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。) は、助成金の請求をするときは、受講費用助成金交付請求書(様式第5号)を市長に 提出するものとする。

(助成金の交付の取消し)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付の決定を取り 消すとともに、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて交付した助成金の 全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき
 - (2) 申請者(法人)の代表者及び役員等が暴力団等であるとき

- (3) その他市長が助成金を交付することが適当でないと認めたとき
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合、沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により交付決定者に通知する。

(助成金の返環)

第10条 市長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金返還請求書(様式第7号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(一年一月一日要綱(内規)第一号) この〇〇は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

別表

「別紙参照]

様式第1号(第6条関係)

受講費用助成金交付申請書 「別紙参照

様式第2号(第6条関係)

在職証明書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付決定通知書「別紙参照」

様式第4号(第7条関係)

沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金不交付決定通知書 [別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付請求書 [別紙参照]

様式第6号(第9条関係)

沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付決定取消通知書 [別紙参照]

様式第7号(第10条関係)

沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金返還請求書 [別紙参照]